

群勞発基 1129 第 4 号
令和 5 年 11 月 29 日

一般社団法人
高崎労働基準協会長 殿

群馬労働局長



群馬県特定（産業別）最低賃金の会報誌（紙）等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和 5 年 10 月 5 日より改正額が発効されているところですが、このたび、群馬県特定（産業別）最低賃金（4 業種）の改正につきましても官報公示となり、令和 5 年 12 月 29 日より発効することが決定しております。

これにより、群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正することとなりました。

今後、当局におきましては、各種広報活動等を実施し、改正後の最低賃金額の周知徹底に取り組んでまいります。

つきましては、別添掲載例文を参考にいただき、貴団体（社）が発行されている会報誌（紙）、ホームページ等で取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）が適用される中小企業・小規模事業者を主体とした、事業場内で最も低い賃金を一定以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する制度「業務改善助成金」につきましても、周知のための広報にご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

【照会先】

最低賃金改正周知 労働基準部 賃金室

[電話 027-896-4737]

業務改善助成金 業務改善助成金コールセンター

[電話 0120-366-440]

確認しよう、最低賃金！

	群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間 935円	発効日 令和5年10月5日
特 定 最 低 賃 金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	1時間1,017円	発効日 令和5年12月29日
	【一般機械器具製造業最低賃金】 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	1時間1,006円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間1,006円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間1,006円	

- 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方等については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。
- 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

※ 詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>

※ 中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金もご活用ください。

○業務改善助成金

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話0120-366-440

申請先：雇用環境・均等室（前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階）